

境港長期構想検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、境港長期構想検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、境港に対する諸要請と境港が今後果たすべき役割などを踏まえ、長期的視点に立った境港の総合的港湾空間の形成とそのあり方について検討する。

2 委員会は、境港利用を計画的、効率的に推進するための中期的な基本計画である「境港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行う事を目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員会は、別紙1に掲げる委員をもって構成し、委員は境港港湾管理者である鳥取県知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から最終委員会終了後までとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員（有識者から選任された委員を除く。）がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ委員長の承認を得て指名する者を当該委員に代わって出席させることができる。

4 委員長が必要と認めた場合には、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、別紙2に掲げる職にある者をもって当てる。

3 幹事長は委員長が指名する。

4 幹事長は幹事会務を統括する。

5 幹事会は委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(オブザーバー)

第7条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員等が出席することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則として公開する。ただし、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるなど、境港管理組合情報公開条例（平成14年3月26日条例第2号）第9条第2項各号に該当する内容が含まれる場合で、会議を非公開にすべきであると委員長が認めた時には非公開とすることが出来る。

2 委員会の撮影、収録については、これを認める。

(事務局)

第9条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

2 事務局は、境港管理組合に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。